

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹 美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

臆病から

「勝率2割の仕事論」光文社刊。
2勝8敗で構わないをモットーに
広告制作業界をリードしてきたクリエイティブ
チーム代表の岡康道氏は、ヒットは臆病から生
まれるという。ハワイで偶然一緒に回った青木
功プロは、ブッシュに打ち込むと素早くボール
を探してくれる。「おれ、キャディ出身だからね」
と。本当に凄い人というのは決して偉ぶらない。
威丈高で天才のように見える人は大したことは
ない。成功するのは、威張らずに、ひたすら臆
病な人達だけである。臆病な人間は、それを精
進とも思わず、ただ怖いから一生懸命やっ
ている。これでいいのだろうかと思証し続ける資
質が貴重なのだ。臆病であるから、冒険が
できる。

ヒント

税務 ミニガイド

国、地方公共団体等が法令に基づいて行う一定の事務に係る役務の提供で、法令に基づいて徴収される手数料は、消費税が非課税とされています。ただし、地方公共団体が行う事業系ごみの収集、運搬、処理という役務提供は、非課税となる行政手数料等には該当せず、消費税の課税取引となります。



アマサギとレンゲ畑(高知)

山下隆文/オアシス

交通事故の損害賠償金

□損害賠償金の取り扱い

役員や使用人が、社有車で交通事故を起こしたことによって他人に与えた損害について、会社が相手方に対して損害賠償金を支払った場合の税務上の取り扱いについては、業務遂行との関連性の有無や故意または重過失の有無に応じて、異なることになります。

□業務遂行に関連する場合

その行為が会社の業務遂行に関連するものである場合には、役員や使用人の故意または重過失に基づかないものであるときは、会社が支出した損害賠償金については、損金の額に算入されます。

また、故意または重過失に基づくものであるときには、その役員または使用人に対する債権（立替金）とされます。

□業務遂行に関連しない場合

その行為が会社の業務遂行に関連するものではない場合には、役員や使用人の故意または重過失の有無にかかわらず、その役員または使用人に対する債権（立替金）とされます。

□債権（立替金）の取り扱い

会社が支出した損害賠償金が、その役員または使用人に対する債権（立替金）とされた場合に、その役員または使用人の支払能力等からみて求償できない事情にあるため、その全部または一部に相当する金額を貸倒れとして損金経理をした場合には、その処理が認められることになります。

また、損害賠償金相当額をいったん債権（立替金）として計上しないで、直接損金の額に算入した場合であっても、同様の取り扱いとなります。

ただし、その貸倒れ等とした金額のうち、その役員または使用人の支払能力等からみて回収が確実であると認められる部分の金額については、その役員または使用人に対する給与とされ



○新学期はどうして4月に？明治初期、東大の前身の学校では外国人のお雇い教師が多く、欧米の制度に合わせて9月を新学期とした。一方、小学校は、暦どおり1月を新学期とした。ところが、明治20年に国の予算会計年度が4月から翌年3月という区切りになったため、学資等全額が財政補助の高等師範学校が会計年度に合わせた。他の学校もこれに倣った。



□金額が未確定の場合

損害を受けた相手方と示談交渉中等で、その事業年度終了の日までにその賠償すべき額が未確定の場合であっても、事業年度終了の日までに賠償額として相手方に申し出た金額に相当する金額（保険金等により補てんされることが明らかな部分の金額を除く）については、未払計上により損金の額に算入することが認められます。

□重大な過失の判定

重大な過失の有無については、その者の職業、地位、加害当時の周囲の状況、侵害した権利の内容及び取締法規の有無等の具体的な事情を考慮して、その者が払うべきであった注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかにより判定することとされています。

なお、自動車等の運転者が無免許運転、高速度運転、酒気帯び運転、信号無視その他道路交通法に定める義務に著しく違反すること、または、会社が超過積載の指示、整備不良車両の運転の指示その他道路交通法に定める義務に著しく違反することにより他人の権利を侵害した場合には、特別な事情がない限り、それぞれの行為者に重大な過失があったものとされますので、

課税対象者が増えた 相続税の課税割合一覧

平成27年1月以降の相続から相続税の基礎控除が以前の60%にまで引き下げられて、相続税の課税対象者が大幅に増加しました。この現象の全国的な数字を分析してみたいと思います。

(1)課税割合 27年分の相続で被相続人（亡くなった人）全体に占める課税された者の割合を27年分の課税割合といいます。この課税割合は26年分では4.4%であったものが、8%にまで急上昇しました。当初の財務省試算では6%程度の予測であったようですので、実際の数値は、大きく上回っています。

(2)課税割合が高いベスト5 全国平均の8%を都道府県ごとに分析し、高い方からのベスト5は、東京都の15.7%（都内23区では16.7%）、以下愛知県の13.8%、神奈川県12.4%、埼玉県の9.9%、静岡県の9.7%となっています。単純計

算で東京都では被相続人の約6.4人に1人が課税対象になった計算です。

(3)課税割合が低いベスト5 全国平均の8%を上回ったのは12都府県で32道県は平均を下回っています。前記(2)と逆に全国で最も低かったのは秋田県の2.2%で、以下青森県の2.9%、鹿児島県の3.1%、宮崎県の3.2%、熊本県の3.3%となっています。秋田県では課税対象となったのは約45.4人に1人の計算になり東京都との比較では7分の1の割合となっています。

(4)課税割合の上昇率ベスト3 課税割合上昇率の全国平均は1.81倍でした。そのなかで上昇率が最も大きかったのは富山県の2.46倍で、これに秋田県の2.44倍、青森県の2.33倍が続いています。

ちなみにその内容として、富山県は26年分が2.8%であった割合が27年分が6.9%となったための上昇率アップで首位となったわけですが、秋田県は同0.9%であったものが同2.2%へ上昇、青森県が同1.3%であったものが同2.9%へ上昇したためのベスト3入りとなっています。

ナマの税務相談室

Q 生前お世話になりました父が昨年11月に死亡し本年9月が相続税の申告期限です。相続人は母と私ども兄弟二人です。現

在相続財産全般について鋭意資料集めをしているところです。父は60歳頃国内の事業を整理し、老後は気候の良いハワイで過ごしたいと母と共に日本を離れましたが、5年ほど前に再び日本に帰国いたしました。

A そうでしたね。何度か事務所にもお見えになりました。

Q 実は昨年春、病院の診察で内臓に癌が見つかり、手術をしたのですが、その後別の部位にも転移し、残念ながら不帰の人となりました。実は遺産のうち父が生前購入していたハワイの土地がありました。いつか処分を考えていたようですが間に合いませんでした。

A 拝見いたしますと、この土地は別荘地のようですね。

二重課税はありません 控除できます

Q 父が平成10年に500万円ほどで購入したものです。この財産の評価についてご教授頂きたいのですが。

A 国外財産も原則的に財産評価基本通達に定める評価方法により評価いたします。

（相基通5-2）

但し、財産基本通達により評価できない財産については売買実例価額又は精通者意見価格等を参酌して評価いたします。

或いは不動産鑑定士等の専門家に鑑定評価を依頼する法、又は課税上弊害がないことを前提に取得価額又は譲渡価額を基に評価いたします。所轄税務署を通じてハワイの所轄署に連絡して頂き時価を調べて頂く法も有りと考えます。

Q 今回の場合、海外で相続税等が課税された場合は外国税額控除はできますか？

A 二重課税はありません。控除はできます。

ナマの税務相談室

意外な利用者により 合同会社が増えている

合 同会社は、平成18年施行の新会社法により新設された会社形態なので、国税庁の会社標本調査には平成18年から現われ、その最初年は619社でしたが、その後、3,998社、11,831社、10,206社、14,338社、16,882社、20,804社、28,370社、そして、平成26年は39,405社へとその数が増えてきています。他の種類の会社のすべてで減少している中で特異な動きです。

合 同会社は、アメリカ合衆国各州の州法で認められているLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)をモデルとして導入されたもので、日本版LLCともいわれ、その特徴は以下の通りです。

- ① 1人で、資本金1円で会社設立可
- ② 設立費用は登録免許税6万円のみ
- ③ 利益の配分が柔軟
- ④ 株主総会の設置不要
- ⑤ 会計監査人監査が不要
- ⑥ 決算公告の義務なし
- ⑦ 出資者責任は有限
- ⑧ 株式会社への組織変更可

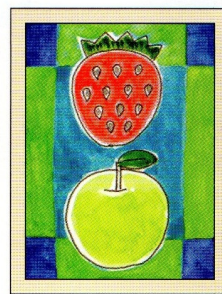
ス モールビジネスのために用意された制度なのですが、アマゾン・ドット・コムの子会社日本法人アマゾンジャパン、ウォルマートの子会社日本法人西友、アップルジャパン、日本ケロッグ、P&Gマックスファクター、ユニバーサルミュージックなどの、まったくスモールビジネスではない巨大資本をもつグローバル企業

たちが、ニッポン現地で相次いで合同会社を設立、あるいは合同会社に組織変更しています。

ア メリカの税法には、チェック・ザ・ボックス規則というものがあり、要件に合えば、日本の子会社の所得をパススルー課税(別会社としてではなく、支店や出張所の所得として課税)を選べる制度があります。日本国内の制度としてはパススルーではないので、日本での課税関係がなくなるわけではありませんが、米国では、立ち上げ時の欠損などを親会社に取り込む、という税制上のメリットを生じさせることができます。また、独立会社にするにより、支店登記の場合の本店資本金での巨額の均等割税を課せられることになることからの回避という効果もあります。

さ すがに、グローバル企業は抜け目がありません。

4月。春爛漫、森羅万象すべてに活気が漲り、新年度のスタートです。
「山々に咲くころ海にも桜鯛 柳多留」という川柳があります。岩礁に棲む鯛は、春が産卵期です。桜の季節が、鯛の旬です。海老で鯛を釣る、と言いますが、鯛の好物は海老やいかなごです。これを飽食できる瀬戸内海の鳴門や明石の鯛は日本一といわれます。
4日清明、20日穀雨。



世の中に失敗というものはない。
チャレンジしているうちは失敗はない。
あきらめた時が失敗である。

(実業家 稲盛和夫)

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く) ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間(予定)申告 	10日 17日 5月1日 ク ク (地方条例による)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 給与支払報告に係る異動の届出 ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間(予定)申告 ○ 非課税法人の住民税均等割の申告 ○ 軽自動車税の納付 ○ 固定資産税、都市計画税の納付 ○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。